

## 6 平成14年2月13日申請（平成14年（争）第5号）（接続の諾否）

### （1）経過

平成14年	
2月13日	彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
14日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員（田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）の指名。
18日	NTT東日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
26日	あっせん委員（香城委員長）の追加指名。
3月6日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（4）） あっせん終了。

### （2）申請における主な主張

（他の機能に係る）接続料の支払義務の有無について争いがあることを理由に光ファイバ開通申込みをNTT東日本に受理してもらえないが、これを受理し、提供をしてもらいたい。

理由：

- 1 接続料の支払いについてNTT東日本との間で争いがあるが、そのことと本件とは関係のない事項である。
- 2 ダークファイバの提供は、電気通信事業法第38条及びNTT東日本接続約款の規定上、NTT東日本には義務があると理解している。

### （3）答弁書における主な主張

当該接続料の支払い義務は接続事業者側においても了知されているものと認識している。

彩ネットのNTT東日本への債務不履行の状況を踏まえ、ダークファイバに係る接続手続において、「光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること」に該当するとして「提供不可」の回答をせざるを得ない状況となることから、その旨を事前に通知した。

#### (4) 合意事項

NTT東日本は、彩ネットからのいわゆるダークファイバとの接続に関する請求を受理する。当該請求に対する回答においては、電気通信事業法施行規則第23条第1号に掲げる事由を理由とする接続の拒否は行わない。